

日本形成外科学会設立 昭和33年4月 社団法人日本形成外科学会設立許可 昭和61年8月1日
一般社団法人日本形成外科学会 移行 平成25年3月1日
改定 令和2年8月27日
改定 令和5年4月25日
改定 令和6年4月9日

一般社団法人 日本形成外科学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本形成外科学会(英文で Japan Society of Plastic and Reconstructive Surgery)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、形成外科学に関する学理および応用の研究についての発表及び連絡と知識の交換、情報の提供等を行うことにより、形成外科学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講習会の開催
- (2) 機関誌、論文集等の刊行
- (3) 形成外科専門医の認定
- (4) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び国外で行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員：日本国医師免許を有する医師、又は医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員：この法人に対して特別功勞のあった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者
- (3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者
- (4) 外国連絡会員 (Corresponding Member)：この法人

と海外の学会との関連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し、社員総会の議を経て承認された者

(5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人又は法人

2 この法人の社員は、第6条に基づき選出される評議員もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(評議員の選出)

第6条 評議員の定数は100名以上200名以内とし、選挙管理委員会が選挙区ごとの正会員数に応じて按分計算して算出した評議員数の合計とする(端数の取扱については理事会で定める)。

2 評議員を選出するため、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した、日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員による評議員選挙を行う。

3 評議員は、選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員の中から選ばれることを要する。選挙が行われる事業年度の6月30日までに当該事業年度までの会費を完納した日本形成外科学会専門医たる正会員又は継続して正会員歴8年以上の正会員は、前項の評議員に立候補することができる。

4 理事又は理事会は評議員を選出することはできない。

5 評議員の任期は、評議員選挙を実施した日の翌事業年度開始日から翌々事業年度終了日までの2年間とし、最終事業年度中に第2項の評議員選挙を実施する。ただし、再任を妨げない。

6 前項にかかわらず、評議員が社員総会決議と取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない(当該評議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146

- 条)についての議決権を有しないこととする。)
- 7 第2項の評議員選挙は、全国の都道府県を次の選挙区に分けて行う。
- (1) 北海道・東北選挙区
 - (2) 関東選挙区
 - (3) 中部選挙区
 - (4) 関西選挙区
 - (5) 中国・四国選挙区
 - (6) 九州・沖縄選挙区
- 8 第1項に定める選挙管理委員会について必要な細則は、理事会により定める。
- 9 その他第2項の評議員選挙について必要な細則は、理事会により定める。
- 10 選挙に支障が生じるなどの理由により、第6項に定める評議員任期中に新評議員を選任できない場合、評議員の任期は新評議員の選任時まで延長されるものとする。(評議員の辞任)
- 第7条 評議員は、理事会あてに退任届を提出することにより、いつでも評議員を辞することができる。(評議員の定年)
- 第8条 評議員の定年は満65歳としその任期満了をもって退任する。定年に達した正会員は、第6条3項にかかわらず、評議員に立候補することはできない。(評議員資格の剥奪)
- 第9条 評議員に評議員資格を剥奪すべき正当な理由があるときは、社員総会の決議によって評議員資格を剥奪することができる。ただし、当該社員総会の日の1週間前までに当該評議員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。(評議員資格の喪失)
- 第10条 前3条の場合のほか、評議員は次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員資格を喪失する。
- (1) 総評議員が同意したとき
 - (2) 当該評議員が死亡したとき
 - (3) 正会員の資格を喪失したとき
- 2 前項により、評議員に欠員が生じた場合、評議員の補欠について必要な細則は、理事会により定める。(会員の資格の取得)
- 第11条 第5条1項に定める会員になろうとする者は、当該年度の会費及び入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員、外国連絡会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。(入会金及び会費)
- 第12条 正会員および賛助会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 名誉会員・特別会員・外国連絡会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。(会員の権利)
- 第13条 正会員、名誉会員、及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。(任意退会)
- 第14条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。(会員の除名)
- 第15条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
 - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- (会員資格の喪失)
- 第16条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (2) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
 - (3) 総正会員が同意したとき
- ## 第4章 社員総会
- (構成)
- 第17条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。(権限)
- 第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 評議員の資格剥奪
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 社員総会は、定時総会とし、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催することができる。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総評議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する評議員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、理事長は社員総会の日の1週間前までに、評議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の資格剥奪
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名は、前項議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事については、再任を妨げない。

3 前項にかかわらず、理事又は監事の任期を合わせて連続2期を超えることはできない。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新た

に選任された者が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 31 条 役員は無給とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、毎事業年度 4 回、理事長が招集する。ただし各理事は理事長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。理事長は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長が欠けたとき又は職務を執行できないときは、各常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べた時を除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産とは、この法人の目的である事業を行うため

に不可欠なものとして理事会で定めた財産である。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 39 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の賛成、及び社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することを要する。（経費の支弁）

第 40 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、評議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 剰余金の分配の禁止

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、社員総会において、総評議員の半

数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人には、会務執行のため、理事会の決議により、委員会を設置する。

2 理事会が必要と認めるときは、その決議により、前項の委員会のほか、特別委員会を置くことができる。

3 各委員会の委員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は平野明喜、常務理事は細川 互、鈴木茂彦、百束比古とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定

める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 第5条第2項にかかわらず、第6条第2項に基づく最初の評議員選挙が終了するまでは、第5条第1項第(1)号に定める正会員を法人法上の社員とし、第4章の規定中「評議員」は「正会員」と読み替えて適用する。